住所　名古屋市千種区大島町２丁目87番地３
康子博　昭和40年２月20日生
尹英傑　昭和39年12月30日生
住所　横浜市港南区上永谷３丁目12番12号
柴垣華　昭和50年10月28日生
黄睿嵩　平成11年３月16日生
黄彩佳　平成12年10月13日生
黄睿祺　平成13年11月１日生
住所　横浜市戸塚区上矢部町146番地６
杜立友　昭和50年10月29日生
住所　東京都大田区仲六郷４丁目17番８号
陳亮　昭和59年１月９日生
住所　岡山市北区清輝本町７番28号
陳雲清　昭和52年７月６日生
住所　岡山市北区柳町２丁目４番18号
陳雲琴　昭和57年１月19日生
王淑芳　平成17年10月28日生
住所　千葉県我孫子市新木野１丁目８番11号
胡忠英　昭和58年７月30日生
胡健翔　平成29年６月14日生

○外務省告示第二十七号

インド政府は、昭和五十八年三月二十一日にストラスブールで作成された「刑を言い渡された者の移送に関する条約」の加入書を平成三十年一月十六日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年五月一日にインドについて効力を生ずる。

（平成三十年一月十九日付け欧州評議会事務局通知）

平成三十年二月五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第二十八号

平成三十年一月二十五日にカトマンズで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　三億五千万円

３　署名者

日　本　側　小川正史在ネパール大使

ネパール側　シャンカル・プラサド・アディカリ財務省次官

平成三十年二月五日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第二十九号

平成三十年一月二十五日にドゥシャンベで、タジキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　五億円

３　署名者

日　本　側　北岡元在タジキスタン大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成三十年二月五日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第三百三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成三十一年産（秋田県のおうとうにあっては、平成三十年産）の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成三十二年産の果実に係る共済関係から適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の平成三十年以前の年産（秋田県のおうとうを除く。）の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の平成三十一年以前の年産の果実に係る共済関係についての農業災害補償法第百二十条の六第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める地域並びに平成三十一年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十二年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、平成三十一年一月一日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係に適用するものとする。

○農林水産省告示第三百五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年二月一日農林水産省告示第百八十号（農業災害補償法の規定に基づき、平成三十年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十一年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十九年二月一日農林水産省告示第百八十号の規定は、この告示の公布の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字上鍵山一九六九、一九七三から一九七五まで、一九八〇から一九八三まで、一九九二から一九九四まで、二〇三五から二〇五四まで、二〇五五の一、二〇五六から二〇六〇まで、二〇六四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上鍵山一九七三から一九七五まで・一九八一・二〇三八・二〇四二・二〇四四・二〇四六・二〇五〇・二〇五五の一・二〇五六・二〇五九（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇四五

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**